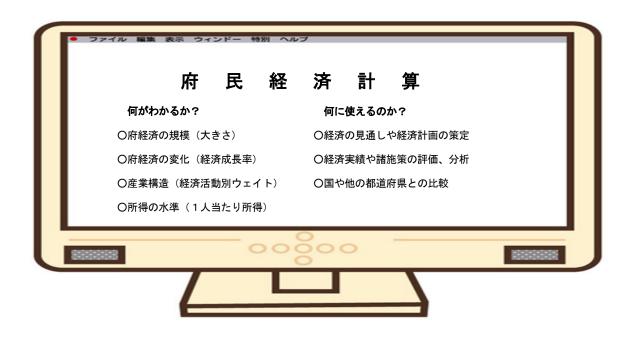




京都府

府民経済計算とは

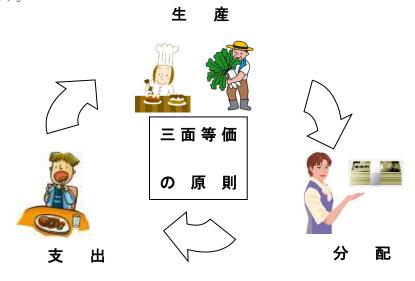
私たちは、さまざまな経済活動を営むことにより、財貨(モノ)、サービスを生産し、新たな価値(付加価値)を作り出しています。この付加価値を生産、分配、支出の三つの面からとらえることにより、 府経済の規模や産業構造などを総合的、体系的に明らかにできるモノサシ(指標)が府民経済計算です。



経済の循環と三面等価の原則

生産活動によって新たに生み出された付加価値は、生産に参加した労働者や企業には賃金や利潤などの形で分配され、分配された所得は消費や投資などの形で支出されます。

このように、経済活動は、生産→分配→支出という循環を繰り返しますが、これらは同一の価値の流れを異なった側面からとらえたものであり、概念的には生産=分配=支出となります。これを「**三面等価の原則**」といいます。



府民経済計算の構成

≪産出額≫



製品・サービスの総額(出荷額、売上高など)

≪中間投入額≫



原材料・光熱水費など

府 内総 生産(生産側)

付 加 価 値 額 (新たに生み出された価値)

府民所得とは・・・・・・・・・・

≪雇用者報酬≫



私達の受け取る 給料など

≪財産所得≫



利子などの 財産運用収入

≪企業所得≫



法人の 経常利益など

府民所得

府内総生産(支出側)とは・

《民間最終消費支出》 《地方政府等最終消費支出》 《総資本形成》



家計の飲食費、 住居費など



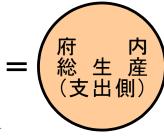
地方公共団体など が生産したサービ スの自己消費

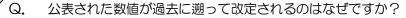


住宅建設、 企業設備、 公共投資など



域外への移出-域内への移入 (統計上の不突合を含む)

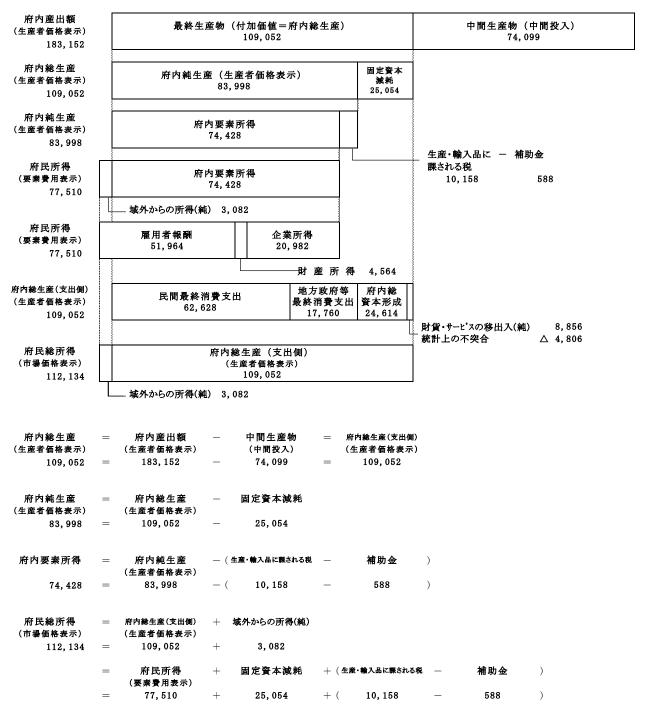




A. 府民経済計算では、各種の統計データなどを利用して推計していますが、新しく公表されたデータの採用や推計方法の部分的改定等を行うため、過去に遡って推計値を改定します。このため、推計結果の利用にあたっては常に最新のものを使うことが必要です。

府民経済計算の概念と相互関連図

(数字は令和3年度で、いずれも名目値。単位:億円)



(注) 単位未満を四捨五入していますので、総数と内訳が一致しない場合があります。



Q. 市場価格表示と要素費用表示の違いは何ですか?

A. 「市場価格表示」とは、文字通り市場で売買される価格によって評価する方法です。 また、「要素費用表示」とは、生産のために必要とされる要素(労働・資本など) に対する費用(賃金・利潤など)によって評価する方法です。

市場価格表示では、要素費用表示に比べ、生産・輸入品に課される税が含まれている分だけ高くなり、反対に産業への補助金があれば、その分だけ低くなります。

統計表はこのように見ます!

生產面_



経済活動別府内総生産(名目)(令和3年度)

												<u>t:百万円、%)</u>
					項		目			実 数	対前年度増加率	構成比
	1	農林水産	業							32,816	-2.8	0.3
		(1) 農							業	27,950	-4.5	0.3
きのこ類の栽培は、こちらに含まっ れる	$\overline{}$	(2) 林							業	2,361	18.5	0.0
10.0		(3) 水			į	産			業	2,505	-0.5	0.0
砕石製造業を含む	2	鉱業								3,243	-3.8	0.0
	3	製造業								3,101,754	18.1	28.4
		(1) 食			:	料			品	833,303	8.0	7.6
		(2) 繊		維			製		品	45,905	5.2	0.4
		(3) パ	ル	プ・	紙	. 1	低 加	I	品	46,919	3.9	0.4
		(4) 化							学	162,272	4.7	1.9
陶磁器やセメントのようなセラ ミックを製造する工業などを含		(5) 石	油		4	5 .	炭	製	品	3,032	-20.1	0.0
t	$\overline{}$	(6) 窯	業			E :	石	製	品	95,856	-9.7	0.9
鉄鋼業、非鉄金属製造業はこち		(7) —		次			金		属	63,963	85.3	0.0
らに分類		(8) 金		属			製		品	100,796	13.7	0.9
		(9) は	ん 用	• 生	産	用 • 1	装務	用機	械	448,373	17.0	4.1
		(10) 電	子	部	品.	· #		イ	 ス	421,279	107.6	3.9
		(11)電	•	気			機		械	265,435	27.9	2.4
		(12)情	報		ĭ			機	器	32,502	17.5	0.3
		(13)輸	***	送		- 用	 		械	69,660		0.6
		(14) 印		~		刷	Table .		*	72,894	-2.5	0.7
		(15) そ	o	他			製	造	業	439,565	8.9	4.0
	_	電気・ガ				••	-	<u> </u>	ж	339,806	2.0	3.1
	4	_	へ - 小旭 -	元未物义		_			*	•		
公共下水道、廃棄物処理など		(1) 電 (2) ガ	z .	水道		気 廃棄	物级	1. 理	業	123,463		1.1 2.0
		建設業	ス・	水道		廃 業	物火	· 4	*	216,343	5.4 -3.5	
	5 6	卸売·小								509,545	-3.5 5.6	4.3 9.2
	0		元未			-				1,000,742		
		(1) 卸				売			*	371,969	10.9	3.4
		(2) 小				売			業	628,773	2.6	5.8
		運輸·郵								371,278	10.2	3.4
	8	宿泊・飲:		ス栗						249,242	29.7	2.5
	9	情報通信		_					_	326,710		3.0
インターネット付随サービスを		(1) 通			•	放	送		莱	183,068		1.5
含む		(2) 情		ビス・	映像	音声文	字情報	報制作	莱	143,641	9.6	1.3
		金融・保								391,342	6.0	3.0
住宅賃貸業の帰属計算分を含む (帰属家賃)	- 11	不動産業	E							1,210,336	-1.4	11.1
		(1) 住		宅		質	貸		業	1,015,959	-0.9	9.3
		(2) そ	の	他	の	不	動	産	業	194,378	-3.9	1.8
裁判所、警察、消防など		専門・科:	学技術、	業務支援	サービ	ス業				708,786	2.5	6.8
気円1771、言宗、月初なこ	13	公務								521,677	-5.6	4.8
教育、学術研究	14	教育								576,640	0.3	5.3
社会福祉・介護事業などを含む	15	保健衛生	・社会事	業						1,022,922	2.2	9.4
はム間型 月枝学未なこで目む	16	その他の	サービス							450,078	4.1	4.1
	17	小計(1+	2+3+4+	5+6+7+	8+9+1	0+11+	12+13+	14+15+	+16)	10,816,917	6.5	99.2
関税、輸入品商品税	18	輸入品に	課される	税・関税						224,269	24.2	2.1
設備投資などに係る消費税の控除	19	(控除)義	資本形	戊に係る	消費税					135,940	0.0	1.2
額	20	府内総生	産(17+	18-19)					10,905,246	∫ 6.9	100.0
		(参考)第	1		次	産		業	32,816	-2.8	0.3
			aut-	_		-			-	3,614,543	// 14.4	33.1
			第	2		次	産		業	3,014,043	/ 14.4	00.

名目経済成長率

Q. 帰属家賃とは何ですか?

A. 持ち家に住んでいる人は実際には家賃を払っていませんが、市中の家賃で評価した らいくらになるかを計算したものが**帰属家賃**です。

府民経済計算では、持ち家に住んでいる人も借家に住んでいる人と同じようにサービスが生産され、消費されると仮定し、持ち家に住んでいる人は自ら不動産業を営み、自ら家賃を支払っていると考えています。

この帰属家賃は、生産面では不動産業に、分配面では個人企業所得に、支出面では家計最終消費支出に含まれます。

府 民 ベ ー ス

府民所得の分配(令和3年度)

				<u>:百万円、%)</u>
私達の受け取る給与に近い概念	項目	実 数	対前年度増加率	構成比
Protection of the property of	1 雇用者報酬	5,196,381	2.5	67.0
健康保険などの保険料の 雇主負担額	(1) 賃金・俸給	4,368,962	2.5	56.4
准工员担银	(2) 雇主の社会負担	827,419	2.6	10.7
退職金や退職年金支給のための	a 雇主の現実社会負担	798,019	3.3	10.3
雇主負担額	b 雇主の帰属社会負担	29,400	-12.4	0.4
	2 財産所得(非企業部門)	456,352	8.0	5.9
エリフ エコル 任代州の休平期	(a)受 取	490,122	7.1	6.3
利子、配当、賃貸料の純受取	(b) 支 払	33,769	-4.0	0.4
府・市町村・地方社会保障基金	(1) 一般政府(地方政府等)	-10,037	22.9	-0.1
州 - 川町村 - 地力社会保障基金	(a)受 取	13,281	5.2	0.2
預貯金利子、消費者ローン利子な	(b) 支 払	23,318	-9.1	0.3
Ĕ	(2) 家 計	455,815	6.9	5.9
株式・出資金の配当など	a 利 子	91,224	-5.9	1.2
休氏・山貞並の祀当なと	(a) 受 取	100,488	-4.5	1.3
保険契約者への配当、保険契約者の	(b) 支 払(消費者負債利子)	9,264	11.3	0.1
資産、年金受給権、投資信託から生	b 配 当(受取)	182,194	18.5	2.4
じる投資収益	c その他の投資所得(受取)	178,054	3.8	2.3
	d 賃 貸 料(受取)	4,343	-0.4	0.1
土地の賃貸料	(3) 対家計民間非営利団体	10,575	15.9	0.1
営利を目的としない民間の団体	(a) 受 取	11,762	13.8	0.2
私立学校、宗教団体、	(b) 支 払	1,187	-2.3	0.0
労働組合、政党など	3 企業所得	2,098,243	29.8	27.1
	(1) 民間法人企業	1,428,304	47.5	18.4
A ## A =1 @ 477 ## Til ## - 75 Imp A	a 非金融法人企業	1,297,072	51.5	16.7
企業会計の経常利益に近い概念	b 金 融 機 関	131,232	16.5	1.7
公庫、郵便事業など	(2) 公 的 企 業	26,336	411.8	0.3
ム 岸、野 庆 尹 未 な C	a 非金融法人企業	774	104.4	0.0
	b 金融機関	25,563	12.7	0.3
	(3) 個 人 企 業	643,602	0.2	8.3
	a 農林水産業	-493	-220.1	-0.0
持ち家を借りたとした場合の	b その他の産業(非農林水産・非金融)	285,533	9.1	3.7
帰属計算分(帰属家賃)	c 持 ち 家	358,563	-5.9	4.6
	4 府民所得(要素費用表示)(1+2+3)	7,750,977	9.1	100.0
消費税、酒税などから価格調整費	→ 5 生産・輸入品に課される税(控除)補助金(地方政府)	339,283	8.0	4.4
等の補助金を控除したもの	(1) 生産・輸入品に課される税	382,182	9.1	4.9
	(2) (控除)補助金	42,899	18.8	0.6
寄付金、負担金や学生への	6 府民所得(第1次所得バランス)(4+5)	8,090,259	9.0	104.4
台刊金、真担金や字生への	一7 経常移転の受取(純)	1,227,524	-19.8	15.8
-	(1) 非金融法人企業および金融機関	-267,547	-67.0	-3.5
[(2) 一般政府(地方政府等)	1,572,464	9.1	20.3
府民全体の処分可能な所得	(3) 家計(個人企業を含む)	-373,304	-546.0	-4.8
	(4) 対家計民間非営利団体	295,910	-3.8	3.8
	18 府民可処分所得(6+7)	9,317,783	4.1	120.2
府民総所得(市場価格)	(1) 非金融法人企業および金融機関	1,187,093	45.9	15.3
= 府民所得(要素費用表示) + 固定資本減耗 + 生産・輸入品に \	(2) 一般政府(地方政府等)	1,901,710	9.2	24.5
	(3) 家計(個人企業を含む) (4) 対家計民間非営利団体	5,922,495	-2.6	76.4
		306,485	-3.2	4.0
1人当たり府民所得	(参考)府民総所得(市場価格表示)	11,213,398	8.8	144.7
一	(参考)	0.000		
÷府人口(総務省推計)	1人当たり府民所得 (単位:千円、%)	3,026	9.8	_
	1人当たり国民所得 (単位:千円、%)	3,155	6.1	

府 内 ベ ー ス

府内総生産(支出側)(名目)(令和3年度)

		(単位:百万円、%)			
項目	実 数	対前年度増加率	構成比		
民間の消費部門 1 民間最終消費支出	6,262,806	2.5	57.4		
(1) 家計最終消費支出	6,017,736	2.7	55.2		
全世帯の消費支出 (個人消費) a 食料・非アルコール	1,014,502	2.3	9.3		
b アルコール飲料・たばこ	144,285	0.1	1.3		
営利を目的としない民間の団 c 被服・履物	251,366	2.5	2.3		
体の自己消費 d 住宅・電気・ガス・水道	1,449,171	1.3	13.3		
私立学校、宗教団体、 e 家具・家庭用機器・家事サービ	ス 310,499	8.9	2.8		
労働組合、政党など f 保健・医療	253,916	-3.3	2.3		
	454,776	-5.6	4.2		
\	343,533	0.2	3.2		
\ \ i 娯楽・スポーツ・文化	408,484	7.5	3.7		
j 教育サービス	112,708	-4.9	1.0		
府・市町村・ k 外食・宿泊サービス	388,371	0.3	3.6		
地方社会保障基金の自己消費 (医療保険給付などの家計 R 保険・金融サービス	647,183	12.2	5.9		
への移転的支出を含む) m 個別ケア・社会保護・その他	238,940	12.1	2.2		
(再掲) 家計最終消費支出(除く持ち	家の帰属家賃) 5,113,591	3.3	46.9		
持ち家の帰属家賃	904,144	-0.8	8.3		
投資部門 (2) 対家計民間非営利団体最終消費支	出 245,070	-1.9	2.2		
2 地方政府等最終消費支出	1,776,011	3.1	16.3		
民間住宅投資 3 府内総資本形成	2,461,439	5.7	22.6		
民間企業設備投資 (1) 総固定資本形成	2,468,807	0.8	22.6		
a 民間	2,059,715	4.0	18.9		
国・府・市町村などの投資部門 (a) 住 宅	361,314	9.6	3.3		
上水道、地下鉄などの (b) 企業設備	1,698,401	2.8	15.6		
公営企業会計の公共投資 b 公 的	409,092	-12.8	3.8		
道路、橋などの一般会計、 (a) 住 宅	7,642	-17.8	0.1		
普通会計の公共投資 (b) 企業設備	29,017	-73.8	0.3		
域外への移出一域外からの移入 (c) 一般政府(中央政府等・地		6.7	3.4		
+統計トの不空合 (2) 仕厚変動	-7,368	93.9	−0.1		
a 民間企業	-7,220	92.2	−0.1		
域外への財貨・サービスの売払、 b 公的(公的企業・一般政府)	-148	99.5	-0.0		
府外居住者の域内での消費から 域外からの財貨・サービスの買		853.7	3.7		
入、府内居住者の域外での消費 (1) 財貨・サービスの移出人(純)	885,606	173.4	8.1		
<u>を差し引いたもの</u> (2) 統計上の不突合	-480,616	-70.8	-4.4		
5 府内総生産(支出側)(1+2+3+4)	10,905,246	6.9	100.0		
府内総生産(生産側)と等しい (参考) 域外からの要素所得(純)	308,151	/ 200.2	2.8		
府民総所得(市場価格表示)	11,213,398	8.8	102.8		
府民が域外から受け取った雇用者報 * / /					
団、利子、町当などと域がへ支払う	名目経	斉成長率			



Q. 「府内」と「府民」の違いは何ですか?

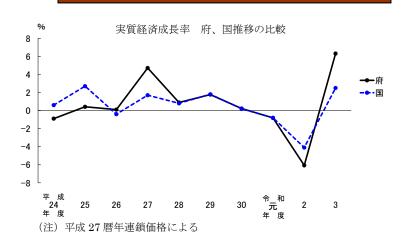
A. 「**府内**」ベースとは、生産活動に携わった人の勤務地に着目(**属地主義**) して把握するものです。

また、「 \mathbf{FR} 」ベースとは、生産活動に携わった人の居住地に着目(\mathbf{K} **主義**)して把握するものです。

府民経済計算では、生産面と支出面は「府内」ベースで(府内でどれだけの生産が行われ、消費及び投資をしたか)、分配面は「府民」ベース(府民がどれだけの所得の配分を受けたか)でとらえています。

経済成長率について

経済成長率(府内総生産の対前年度増加率)には、名目値と実質値があります。 名目値は、その年度の市場価格で表示されるのに対し、実質値は、ある年次を評価基準(現在は平成27暦年)として、連鎖方式により物価変動分を除去しています。



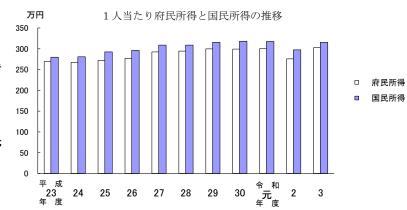


Q. 連鎖方式とは何ですか?

A. 連鎖方式は、毎年の価格構造の変化をデフレーターに反映させることで、 経済実態に近い実質経済成長率を計算することができる方式です。

1人当たり府民所得について

都道府県の所得水準を比較するときに よく使われる「1人当たり府民所得」は、 府民所得を府の総人口で割ったもので す。したがって、1人当たり府民所得は、 私たち個人の所得(給与)水準を表すも のではなく、企業の利潤なども含む**府民 経済全体の水準**を表しているものです。





Q. 府民経済計算を地域別や市町村別にみた統計は ありますか?

A. 府民経済計算の地域・市町村編に当たる 「市町村民経済計算」を公表しています。

府民経済計算の数値をベースに、市町村内の総生 産額や所得などが御覧いただけます。

「きょうとの市町村民経済計算」としてホームページで公開しています。

府民経済計算についての お問合せは…

京都府総合政策環境部 企画統計課 情報分析係

電話 075-414-4483 FAX 075-414-4482

